

6月  
市議会

# 昭和中央土地区画整理組合の賦課金問題を 一般質問で厳しく追及



日本共産党  
村上かずしげ

共産党議員団は、本会議、委員会審議で賦課金問題を質問しました。  
村上議員の一般質問の概要を紹介します。

## 1. 土地区画整理事業

### (1) 昭和中央土地区画整理事業

問 区画整理事業の制度内容、用語について、賦課金という言葉を含め知らない組合員が多いのは、組合が説明責任を果していないからではないか。

答 換地前の取引では定款を渡すなどして説明している。

問 組合の経営状況について、組合員に十分な説明をしてこなかったのではないか。

答 100人を超える組合では総代会を設けることができ、総代会に報告するなど法は守って運営されている。

問 改めて説明会を行うよう組合に指導すべきでないか。

答 組合員と情報交換すること、実態を把握することは必要なので、理事会に開くよう伝える。

問 総会を開くなど、多くの組合員の納得のもとで賦課金は決めるべきでないか。

答 総代会で決められると定款に定められている。法に従っている。

問 昭和小学校は区画整理の施行区域に組み込まれたのに、商業高校は組み込まれなかったのはなぜか。

答 教育長としては、商業高校が区画整理組合に入っていないのは指摘を受けるまで知らなかった。教育委員会は参加しないと決めたが、最終的には参加するという市の方針に従った。

問 賦課金は多数の組合員の理解を得ていると考えるか。

答 組合が決めたことであり、市が意見を述べるのはふさわしくない。

問 再度の賦課金徴収はありうるのか。

答 組合が決めることなので、市が述べることは適切でない。

問 換地相当額の清算金を受け取ってしまいにするという人たちに清算金と賦課金の相殺が通告された。清算金を真っ先に支払うよう求めよ。

答 市が組合に申し入れることではない。組合の動向を見守りたい。

問 賦課金徴収をいったん凍結して、組合員の意見を聞く機会をつくるべきではないか。

答 市が凍結の指導をすることは法に照らしてふさわしくない。

問 金融機関や旧役員がしかるべき責任を果すこと、阿寒農協に債権放棄を求め、市からの新たな支援で、一般組合員の負担に抛らない解決をめざすよう、市としてリーダーシップを発揮することはできないか。

答 民間の経済行為であり、市が個別に支援することはなじまない。

問 役員が保留地を買う、組合員にも保留地購入をよびかける、旧役員にも保留地を購入するよう求めて、賦課金にかわる再建策をつくることはできないか。

答 組合が考えることであり、市が考えを述べることは差し控えたい。

### (2) 他の区画整理事業

問 他の組合について、役員体制と事務所はどうなっているか。

答 役員体制がないのが鶴野、文苑第三、事務所は昭和しかない。

問 保留地の販売は計画通り売れているか。

答 保留地の未売却、値引きは、それぞれ昭和 4%・4割引、文苑第二 4%・値引なし、文苑第三 15%・3-5割引、鶴野 4%・3-割引となっている。

問 経営的には更に苦しい組合があるのに、昭和中央のみ賦課金を集めるのはなぜか。

答 組合自身が決めたもので、組合の意思だ。

問 賦課金の徴収を決めている組合は他にないのか。将来、賦課金の徴収が予想される組合はないのか。

答 昭和は賦課金徴収を決めている。他の組合については組合の決めることなので言えない。



**賦課金徴収を凍結して、組合員と話し合え!!**  
**旧役員責任をはっきりさせ、金融機関の協力で**  
**賦課金に抛らない解決をめざすべき!!**



村上かずしげ通信

09/7/12 発行 村上和繁 23-5212

市政に関するご意見をお寄せください。またホームページ・ブログ(村上和繁か村上かずしげの独り言で検索してください)もご覧下さい。